

福岡県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号

福岡県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成 19 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に、同条第 2 号中「80 万円」を「150 万円」に、同条第 3 号中「40 万円」を「80 万円」に、同条第 4 号中「30 万円」を「50 万円」に、同条第 6 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。